

千葉県農業多面的機能発揮検討会設置要領

（目的）

第1条 「多面的機能支払交付金」、「中山間地域等直接支払交付金」、「環境保全型農業直接支払交付金」及び「中山間ふるさと・水と土保全対策事業」の適正な運用を図るために、千葉県農業多面的機能発揮検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

なお、この検討会は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例により設置された附属機関の性質を有しない。

（検討事項）

第2条 検討会は、次に掲げる事項について検討する。

- （1）多面的機能支払交付金の実行状況の点検及び事業効果の評価、対象組織の取組の評価及び助言。
- （2）中山間地域等直接支払交付金の交付状況の点検、市町村の対象農用地の指定の評価、特認地域及び特認基準についての検討。
- （3）環境保全型農業直接支払交付金における交付状況の点検及び事業効果の評価。
- （4）中山間ふるさと・水と土保全対策事業の実施計画、実施方針への指導・助言、実施結果の評価。
- （5）その他上記各事業の推進に関し必要な事項。

（検討会の組織）

第3条 検討会は、学識経験者等から構成する。ただし、交付金の執行に当たって、利害を有する者は除く。

- （1）検討会に会長を置き、会長は構成員の互選により選任する。
- （2）検討会は、必要に応じて構成員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

（会議）

第4条 検討会は、県が招集し、会長が議長となる。

（事務局）

第5条 検討会の事務局は、千葉県農林水産部農地・農村振興課に置く。

（その他）

第6条 この要領に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は県が別に定める。

附 則

- 1 この要領は平成28年3月4日から施行する。
- 2 この要領は、令和12年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 「千葉県農村振興施策検討会設置要領」は廃止する。